

## 行事の共催及び後援に関する取扱要領

千 曲 市

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市（以下「市」という。）が市以外の者の行う福祉、教育、学術、文化、体育等に関する行事を共催し、又は後援する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行 事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共 催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後 援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 市が、共催し、又は後援する行事は、次の各号に掲げる全ての基準を満たすものでなければならない。

- (1) 主催者についての基準は、次のアからエまでに掲げるいずれかに該当する者であること。
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 学校又は学校の連合体
  - ウ 公益的法人又はこれに準ずる団体
  - エ アからウまでに掲げる以外の団体で、次号及び第3号の基準に該当する行事を行う団体
- (2) 行事内容についての基準
  - ア 行事の内容が明らかに福祉、教育、学術、文化及び体育の向上普及等に寄与するものであって、公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
  - イ 特定の宗教団体、政党その他の政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政党その他の政治団体のための活動と認められないものであること。
  - ウ 行事の規模が、本市域又は本市を含む地域にわたるものであること。
- (3) その他の基準
  - ア 主催者の存在が明確であること。
  - イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が充分であると判断されるものであること。

ウ 行事関係者が、社会的信用のある者であること。

エ 開催・開設の場所は、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。

オ 入場料、出品料、参加料及び返送料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について充分配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。

(申請の手続)

第4条 市の共催又は後援を申請しようとする者は、行事の共催・後援申請書(様式第1号)を、原則として行事の開催日の30日前までに市に提出するものとする。

2 市は、必要に応じて次に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 行事の目的及びその計画を明らかにする書類

(2) 収支の予定が明らかにされる書類

(承認又は不承認の決定)

第5条 行事の共催・後援申請書の提出があったときは、第3条に規定する承認基準を満たすかどうか審査し、承認又は不承認を決定する。

2 前項の規定により、承認又は不承認の決定があったものについては、承認したときは行事の共催(後援)承認決定通知書(様式第2号)、不承認のときは行事の共催(後援)不承認決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市は、前条に規定する共催等を承認する場合において、次に掲げる条件を附すものとする。

(1) 市の名称を主催者側により大きく掲げるなど、あたかも市が主催しているかの印象を与えるものでないこと。

(2) 行事の内容を変更した場合は、速やかに届け出ること。

(3) 行事終了後、その結果について行事結果報告書(様式第4号)を速やかに提出すること。

(4) 原則として経費の負担はしないこと。

(5) その他必要なこと。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月21日から施行する。